

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案
並びに労働安全衛生規則及び特定化学物質障
害予防規則の一部を改正する省令案概要

1. 改正の趣旨

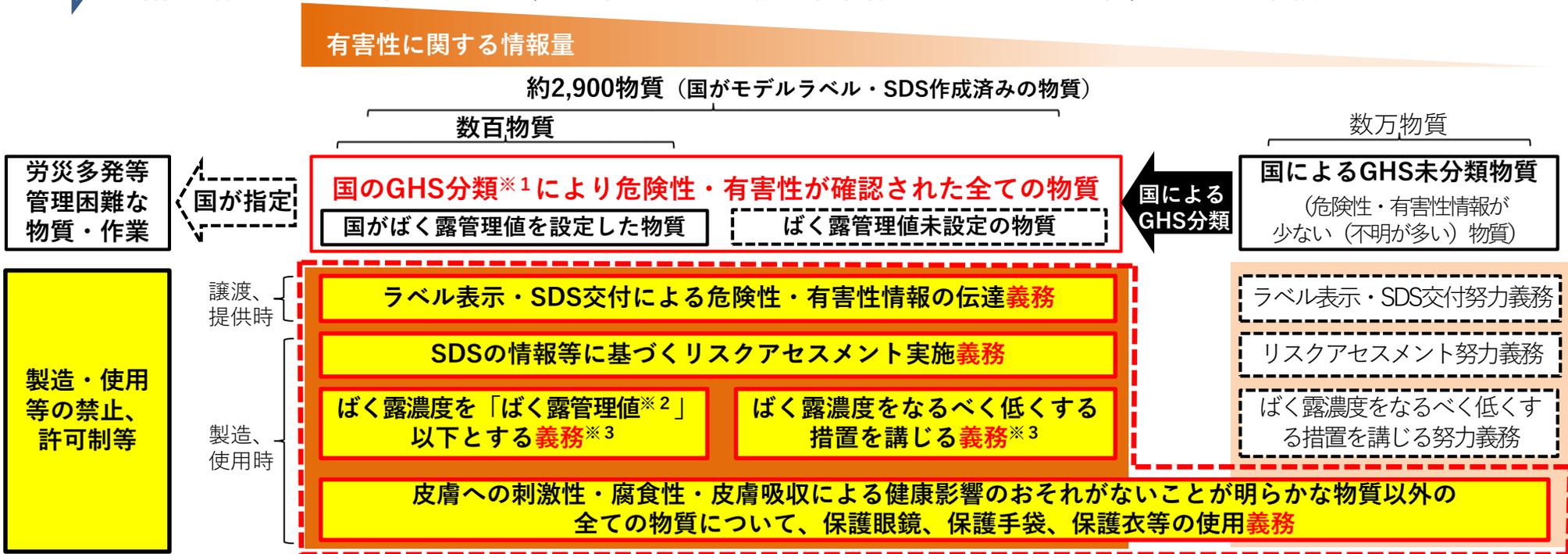
「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」(令和3年7月19日公表)において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)及び労働安全衛生規則(以下「則」という。)等における規定について、見直しを行うもの。

※今回の改正内容は、報告書の内容のうち、第1段階として対象物質の拡大等を行うものであり、それ以外の事項は別途改正予定。

【新たな化学物質規制の仕組み】

特定の化学物質に対して個別具体的な規制を行う方式から、

危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、**国が定める管理基準の達成**を求める、又はばく露濃度をなるべく低くする措置を講じることを求める方式(達成等のための手段は事業者において適切に選択)に大きく転換



※1 GHS(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

※2 ばく露管理値

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」における「ばく露限界値(仮称)」を指す。

※3 ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基いて事業者が自ら選択

①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、④有効な呼吸用保護具の使用

2. 改正の概要

(1) 請負人の労働者の労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 ※政令

- 労働安全衛生法(以下「法」という。)第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大する。

【措置の対象となる設備】

- ・化学設備(危険物製造・取扱設備)
- ・特定化学設備(特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備)

対象拡大

左記に加え、
通知対象物(労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質)の製造・取扱設備

(2) 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 ※政令

- 法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

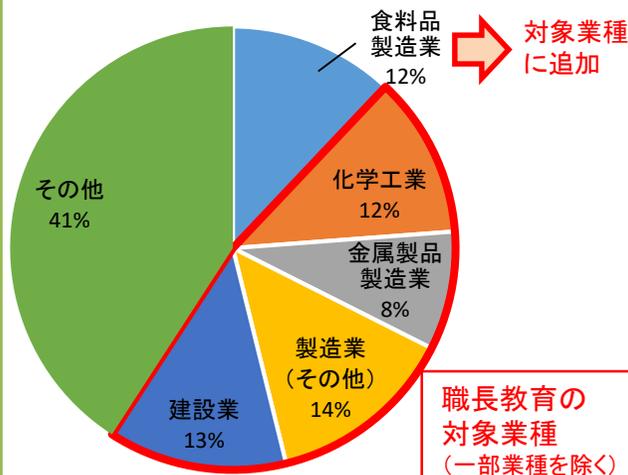
- ・食料品製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
- ・新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

※ うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象である。

(背景)

- 食料品製造業における災害の割合が高い

平成30年における化学物質の災害件数(約416件)

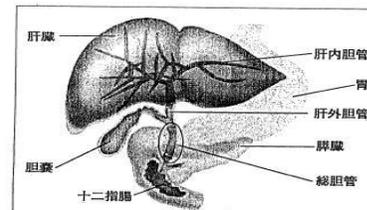


対象業種に追加

職長教育の対象業種
(一部業種を除く)

- 平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、**印刷関連業務における災害が発生**

「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加



「産業保健21」2012年10月号

(3) 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加 ※政令、省令

- 危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書(SDS※⁴)の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならないとされている。**[法第57条及び法第57条の2]**
- 当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査(リスクアセスメント)を実施しなければならないとされている。**[法第57条の3]**
- この対象となる化学物質として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象に追加する。
- 今回の改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質(234物質)を令別表第9に追加し、規制対象とする(別添参照)。
- 令別表第9に追加した物質の裾切り値は、則別表第2に定める。※⁵

※4 SDS(Safety Data Sheet)

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

※5 新たに表示・通知義務の対象となる物の裾切り値については、原則として、以下によるものとする。

- (1) 国連勧告のGHSに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。
- (2) 複数の有害性区分を有する物質については、(1)により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。
- (3) リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

政府向けGHS分類ガイダンスに基づき国が実施したGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～5
皮膚腐食性／刺激性	区分1	区分2～3
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	区分2

3. 施行時期等

- 令和5年4月1日(予定)(2.(3)については、令和6年4月1日(予定))
- ただし、
 - ・ 2.(1)で新たに措置の対象となる設備に係る法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、令改正の施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。
 - ・ 2.(3)で今回追加する化学物質について、令改正の施行の日において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

労働安全衛生法施行令別表第9に追加する234物質及びその裾切値

※ 裾切値は、含有量がその値未満の場合に労働安全衛生法第57条の表示・第57条の2の通知の義務対象とならない値であり、労働安全衛生規則別表第2において定められている。
 ※ CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものである。構造異性体等が存在する場合には異なるCAS登録番号が割り振られることがあるが、対象物質の可否の判断は物質名で行う。

	名称	CAS RN	表示裾切値 (重量%)	通知裾切値 (重量%)
1	アクリル酸二ー（ジメチルアミノ）エチル	2439-35-2	1	0.1
2	アザチオプリン	446-86-6	0.1	0.1
3	アセタゾラミド（別名アセタゾールアミド）	59-66-5	0.3	0.1
4	アセトンチオセミカルバゾン	1752-30-3	1	1
5	アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物	25214-70-4	0.1	0.1
6	アフラトキシン	1402-68-2	0.1	0.1
7	二ーアミノエタンチオール（別名システアミン）	60-23-1	0.3	0.1
8	Nー（二ーアミノエチル）ー二ーアミノエタノール	111-41-1	0.2	0.1
9	三ーアミノーNーエチルカルバゾール	132-32-1	0.1	0.1
10	(S)ー二ーアミノー三ー[四ー[ビス(ニークロロエチル)アミノ]フェニル]プロパン酸（別名メルファラン）	148-82-3	0.1	0.1
11	二ーアミノー四ー[ヒドロキシ(メチル)ホスホリル]ブタン酸及びそのアンモニウム塩	51276-47-2, 77182-82-2（アンモニウム塩）	0.3	0.1
12	三ーアミノーープロペン	107-11-9	1	1
13	四ーアミノーーベーターDーリボフラノシルーー三・五ートリアジンー二(ーH)ーオン	320-67-2	0.1	0.1
14	四ーアリルーー二ージメトキシベンゼン	93-15-2	0.1	0.1
15	十七アルファーアセチルオキシー六ークロロープレグナー四・六ージエンー三・二十一ジオン	302-22-7	0.3	0.1
16	アントラセン	120-12-7	0.1	0.1
17	イソシアン酸三・四ージクロロフェニル	102-36-3	1	1
18	四・四'ーイソプロピレンジフェノール（別名ビスフェノールA）	80-05-7	0.3	0.1
19	イブプロフェン	15687-27-1	0.3	0.1
20	ウラン	7440-61-1	0.1	0.1
21	OーエチルーOー（二ーイソプロポキシカルボニルフェニル）ーNーイソプロピルチオホスホルアミド（別名イソフェノス）	25311-71-1	1	0.1
22	Oーエチル= S・Sージプロピル=ホスホロジチオアート（別名イトプロホス）	13194-48-4	0.1	0.1
23	NーエチルーNーニトロソ尿素	759-73-9	0.1	0.1
24	ーーエチルピロリジンー二ーオン	2687-91-4	0.3	0.1
25	五ーエチルー五ーフェニルバルピツル酸（別名フェニバルピタル）	50-06-6	0.1	0.1
26	Sーエチル=ヘキサヒドローーHーアゼピンーーカルボチオアート（別名モリネート）	2212-67-1	0.3	0.1
27	(三S・四R)ー三ーエチルー四ー[（ーメチルーーHーイミダゾールー五ーイル）メチル]オキシランー二ーオン（別名ピロカルピン）	92-13-7	1	1
28	Oーエチル= Sーーメチルプロピル=（二ーオキソー三ーチアゾリジン）ホスホチオアート（別名ホスチアゼート）	98886-44-3	0.3	0.1
29	エチレングリコールジエチルエーテル（別名一・二ージエトキシエタン）	629-14-1	0.3	0.1
30	N・N'ーエチレンビス（ジチオカルバミン酸）マンガ（別名マンネブ）	12427-38-2	0.3	0.1
31	エフェドリン	299-42-3	0.3	0.1
32	塩化アクリロイル	814-68-6	1	1
33	塩基性フタル酸鉛	57142-78-6	0.1	0.1
34	ー・ー'ーオキシビス（二・三・四・五・六ーペンタプロモベンゼン）（別名デカプロモジフェニルエーテル）	1163-19-5	0.3	0.1
35	オキシランー二ーカルボキサミド	5694-00-8	0.1	0.1
36	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン	297-78-9	1	0.1
37	オクタプロモジフェニルエーテル	32536-52-0	0.3	0.1
38	オクタメチルピロホスホルアミド（別名シュラーダン）	152-16-9	1	1

39	オクチルアミン (別名モノオクチルアミン)	111-86-4	1	1
40	過酢酸	79-21-0	1	1
41	キノリン及びその塩酸塩	91-22-5, 530-64-3 (塩酸塩)	0.1	0.1
42	二クロロエタンスルホニルクロリド	1622-32-8	1	1
43	N-(二クロロエチル)-N'-シクロヘキシル-N-ニトロ尿素	13010-47-4	0.1	0.1
44	N-(二クロロエチル)-N-ニトロソ-N'-[(二R・三R・四S・五R)-三・四・五・六-テトラヒドロキシー-オキソヘキサニール]尿素	54749-90-5	0.1	0.1
45	N-(二クロロエチル)-N'-[(四-メチルシクロヘキシル)-N-ニトロ尿素	13909-09-6	0.1	0.1
46	二クロロ-N-(エトキシメチル)-N-(二エチル-六-メチルフェニル)アセトアミド	34256-82-1	0.1	0.1
47	クロロギ酸エチル (別名クロロ炭酸エチル)	541-41-3	1	1
48	三クロロ-N-(三クロロ-五-トリフルオロメチル-ニ-ピリジル)-アルファ・アルファ・アルファ-トリフルオロ-ニ-六-ジニトロ-パラ-トルイジン (別名フルアジナム)	79622-59-6	0.3	0.1
49	クロロ炭酸フェニルエステル	1885-14-9	1	1
50	一クロロ-四-(トリクロロメチル)ベンゼン	5216-25-1	0.1	0.1
51	クロロトリフルオロエタン (別名H C F C-三三)	75-88-7	0.3	0.1
52	二クロロニトロベンゼン	88-73-3	0.1	0.1
53	三-(六-クロロピリジン-ニ-イルメチル)-ニ-三-チアゾリジン-ニ-イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)	111988-49-9	0.3	0.1
54	四-[四-(四-クロロフェニル)-四-ヒドロキシピペリジン-ニ-イル]-ニ-四-フルオロフェニル)ブタン-ニ-オン (別名ハロペリドール)	52-86-8	0.3	0.1
55	三クロロ-ニ-ニ-プロパンジオール	96-24-2	0.3	0.1
56	一クロロ-ニ-メチル-ニ-プロペン (別名一クロロイソブチレン)	513-37-1	1	0.1
57	コレカルシフェロール (別名ビタミンD三)	67-97-0	0.3	0.1
58	酢酸マンガ (II)	638-38-0	0.3	0.1
59	三塩化ほう素	10294-34-5	0.3	0.1
60	ジアセトキシプロペン	869-29-4	1	1
61	(S P-四-二)-ジアンミンジクロリド白金 (別名シスプラチン)	15663-27-1	0.1	0.1
62	ジイソブチルアミン	110-96-3	1	1
63	二・三 : 四・五-ジ-オ-イソプロピリデン-ニ-オ-スルファモイル-ニ-ベーター-D-フルクトピラノース	97240-79-4	0.3	0.1
64	ジイソプロピル-S-(エチルスルフィニルメチル)-ジチオホスフェイト	5827-05-4	1	1
65	N・N-ジエチル亜硝酸アミド	55-18-5	0.1	0.1
66	ジエチル-四-クロルフェニルメルカプトメチルジチオホスフェイト	786-19-6	1	0.1
67	ジエチル-ニ-(ニ・四-ジクロルフェニル)-ニ-ニ-クロルピニルホスフェイト	470-90-6	1	1
68	ジエチル-(ニ・三-ジチオシクロペンチリデン)-チオホスホルアミド	333-29-9	1	1
69	ジエチルスチルベストロール (別名スチルベストロール)	56-53-1	0.1	0.1
70	ジエチルホスホロクロリドチオネート	2524-04-1	1	1
71	ジエチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルカルビトール)	111-77-3	0.3	0.1
72	ニ-(ニ・三-ジオキソラン-ニ-イル)-フェニル-N-メチルカルバメート	6988-21-2	0.3	0.1
73	シクロスポリン	79217-60-0	0.1	0.1
74	シクロヘキシミド	66-81-9	0.3	0.1
75	シクロホスファミド及びその一水和物	50-18-0, 6055-19-2 (一水和物)	0.1	0.1
76	二・四-ジクロルフェニル四-ニトロフェニルエーテル (別名N I P)	1836-75-5	0.3	0.1
77	四・四'-[(二・ニ-ジクロロエタン-ニ-ニ-ジイル)ジ(クロロベンゼン)]	72-54-8	0.1	0.1
78	ジクロロエチルホルマール	111-91-1	1	1
79	四・四'-[(二・ニ-ジクロロエタン-ニ-ニ-ジイル)ジ(クロロベンゼン)]	72-55-9	0.1	0.1

80	一・四-ジクロロ-ニ-ニトロベンゼン	89-61-2	0.1	0.1
81	二・四-ジクロロ-ニ-ニトロベンゼン	611-06-3	0.1	0.1
82	二・ニ-ジクロロ-N- [ニ-ヒドロキシー- (ヒドロキシメチル) -ニ- (四-ニトロフェニル) エチル] アセトアミド (別名クロラムフェニ コール)	56-75-7	0.1	0.1
83	(R S) -三- (三・五-ジクロロフェニル) -五-メチル-五-ビ ニル-三-オキサゾリジン-ニ-四-ジオン (別名ピנקロゾリン)	50471-44-8	0.3	0.1
84	三- (三・四-ジクロロフェニル) -メトキシー-メチル尿素 (別名リニロン)	330-55-2	0.3	0.1
85	(R S) -ニ- (二・四-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸 (別名ジ クロルプロップ)	120-36-5	0.3	0.1
86	ジシアノメタン (別名マロニトリル)	109-77-3	1	1
87	ジナトリウム=四-アミノ-三- [四'- (二・四-ジアミノフェニルア ゾ) -一'-ビフェニル-四-イルアゾ] -五-ヒドロキシー-六- フェニルアゾ-ニ-七-ナフタレンジスルホナート (別名C I ダイレクトブ ラック三十八)	1937-37-7	0.1	0.1
88	二・六-ジニトロトルエン	606-20-2	0.1	0.1
89	二・四-ジニトロフェノール	51-28-5	1	0.1
90	二・四-ジニトロ-六- (一-メチルプロピル) -フェノール	88-85-7	1	0.1
91	ジピニルスルホン (別名ピニルスルホン)	77-77-0	1	1
92	二-ジフェニルアセチル-三-インダンジオン	82-66-6	1	1
93	五・五-ジフェニル-ニ-四-イミダゾリジンジオン	57-41-0	0.1	0.1
94	ジプロピル-四-メチルチオフェニルホスフェイト	7292-16-2	1	1
95	ジベンゾ [a・j] アクリジン	224-42-0	0.1	0.1
96	ジベンゾ [a・h] アントラセン (別名一・二 : 五・六-ジベンゾアント ラセン)	53-70-3	0.1	0.1
97	(四- [[四- (ジメチルアミノ) フェニル] (フェニル) メチリデン] シクロヘキサ-ニ-五-ジエン-一-イリデン) (ジメチル) アンモニウ ム=クロリド (別名マラカイトグリーン塩酸塩)	569-64-2	0.1	0.1
98	N・N-ジメチルエチルアミン	598-56-1	1	1
99	三・七-ジメチルキサンチン (別名テオブロミン)	83-67-0	0.3	0.1
100	N・N-ジメチルチオカルバミン酸S-四-フェノキシブチル (別名フェノ チオカルブ)	62850-32-2	0.3	0.1
101	O・O-ジメチル-チオホスホリル=クロリド	2524-03-0	1	1
102	一・一'-ジメチル-四・四'-ピリジニウム塩	4685-14-7	1	0.1
103	(一R・三R) -ニ-ニ-ジメチル-三- (ニ-メチル-一-プロペ ニル) シクロプロパンカルボン酸 (五-フェニルメチル-三-フラン) メ チル	28434-01-7	0.3	0.1
104	一・ニ-ジメトキシエタン	110-71-4	0.3	0.1
105	十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物	12280-03-4	0.3	0.1
106	硝酸リチウム	7790-69-4	0.3	0.1
107	L-セリル-L-バリル-L-セリル-L-グルタミル-L-イソロイ シル-L-グルタミル-L-ロイシル-L-メチオニル-L-ヒスチ ジル-L-アスパラギニル-L-ロイシルグリシル-L-リシル-L- ヒスチジル-L-ロイシル-L-アスパラギニル-L-セリル-L-メ チオニル-L-グルタミル-L-アルギニル-L-バリル-L-グルタミ ル-L-トリプトフィル-L-ロイシル-L-アルギニル-L-リシル- L-リシル-L-ロイシル-L-グルタミル-L-アスパルチル-L- バリル-L-ヒスチジル-L-アスパラギニル-L-フェニルアラニン (別名テリパラチド)	52232-67-4	0.1	0.1
108	ダイオキシシン類 (コプラナーポリ塩化ビフェニルを除く。)		0.3	0.1
109	三- (四-ターシャリブチルフェニル) -ニ-メチルプロパナル	80-54-6	0.3	0.1
110	炭酸リチウム	554-13-2	0.3	0.1
111	二- (一・三-チアゾール-四-イル) -一-H-ベンゾイミダゾール	148-79-8	0.3	0.1
112	ニ-チオキソ-三・五-ジメチルテトラヒドロ-ニH-一・三・五-チア ジアジン (別名ダゾメット)	533-74-4	0.3	0.1
113	チオリン酸O・O-ジエチル-O- (ニ-ピラジニル) (別名チオナジ ン)	297-97-2	1	1
114	デキストラン鉄	9004-66-4	0.1	0.1
115	一・二・三・四-テトラクロロベンゼン	634-66-2	0.3	0.1

* 1

* 2

116	二・三・五・六-テトラフルオロ-四-メチルベンジル= (Z) -三- (二-クロロ-三・三・三-トリフルオロ-プロペニル) -二・二- ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)	79538-32-2	1	1
117	テトラメチル尿素	632-22-4	0.3	0.1
118	(一'S-トランス) -七-クロロ-二'・四・六-トリメトキシ-六'-メ チルスピロ [ベンゾフラン-二 (三H) ・一'-シクロヘキサ-二'-エ ン] -三・四'-ジオン (別名グリセオフルビン)	126-07-8	0.1	0.1
119	トリウム=ビス (エタンジオアート)	2040-52-0	0.1	0.1
120	トリエチレンチオホスホルアミド (別名チオテバ)	52-24-4	0.1	0.1
121	トリクロロアセトアルデヒド (別名クロラル)	75-87-6	0.1	0.1
122	二・二-ニートリクロロ-一・一-エタンジオール (別名抱水クロラ- ル)	302-17-0	0.1	0.1
123	トリクロロ (フェニル) シラン	98-13-5	1	1
124	トリニトロレゾルシン鉛	15245-44-0	0.1	0.1
125	トリブチルアミン	102-82-9	1	1
126	二・四・六-トリメチルアニリン (別名メシジン)	88-05-1	1	1
127	一・三・七-トリメチルキサンチン (別名カフェイン)	58-08-2	0.3	0.1
128	一・一・一-トリメチロールプロパントリアクリル酸エステル	15625-89-5	0.3	0.1
129	五- [(三・四・五-トリメトキシフェニル) メチル] ピリミジン-二・四 -ジアミン	738-70-5	0.3	0.1
130	ナトリウム=ニ-プロピルペンタノアート	1069-66-5	0.3	0.1
131	ナフタレン-一・四-ジオン	130-15-4	1	1
132	二酢酸ジオキシドوران (VI) 及びその二水和物	541-09-3, 6159-44-0 (二水和 物)	0.1	0.1
133	二硝酸ジオキシドوران (VI) 六水和物	13520-83-7	0.1	0.1
134	六-ニトロクリセン	7496-02-8	0.1	0.1
135	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンモニウム塩	135-20-6	0.1	0.1
136	一-ニトロピレン	5522-43-0	0.1	0.1
137	一- (四-ニトロフェニル) -三- (三-ピリジルメチル) ウレア	53558-25-1	1	1
138	二ナトリウム=エタン-一・二-ジイルジカルバモジチオアート	142-59-6	0.3	0.1
139	発煙硫酸	8014-95-7	0.1	0.1
140	パラ-エトキシアセトアニリド (別名フェナセチン)	62-44-2	0.1	0.1
141	パラ-クロロ-アルファ・アルファ・アルファ-トリフルオロトルエン	98-56-6	0.1	0.1
142	パラ-クロロトルエン	106-43-4	0.3	0.1
143	パラ-ターシャリー-ブチル安息香酸	98-73-7	0.3	0.1
144	パラ-ニトロ安息香酸	62-23-7	0.3	0.1
145	パラ-メトキシニトロベンゼン	100-17-4	0.1	0.1
146	二・二'-ピオキシラン	1464-53-5	0.1	0.1
147	四- [四- [ビス (二-クロロエチル) アミノ] フェニル] ブタン酸	305-03-3	0.1	0.1
148	N・N'-ビス (二-クロロエチル) -ニ-ナフチルアミン	494-03-1	0.1	0.1
149	N・N'-ビス (二-クロロエチル) -N-ニトロソ尿素	154-93-8	0.1	0.1
150	ビス (二-クロロエチル) メチルアミン (別名HN二)	51-75-2	0.1	0.1
151	ビス (三・四-ジクロロフェニル) ジアゼン	14047-09-7	0.1	0.1
152	二・二-ビス (四'-ハイドロキシ-三'・五'-ジプロモフェニル) プロパン	79-94-7	0.1	0.1
153	五・八-ビス [二- (二-ヒドロキシエチルアミノ) エチルアミノ] - 一・四-アントラキノンジオール=二塩酸塩	70476-82-3	0.3	0.1
154	三・三-ビス (四-ヒドロキシフェニル) -一・三-ジヒドロイソベンゾフ ラン-一-オン (別名フェノールフタレイン)	77-09-8	0.3	0.1
155	S・S-ビス (一-メチルプロピル) = O-エチル=ホスホロジチオア- ート (別名カズサホス)	95465-99-9	1	0.1
156	ヒドラジンチオカルボヒドラジド	2231-57-4	1	1
157	二-ヒドロキシアセトニトリル	107-16-4	1	1
158	三-ヒドロキシ-一・三・五 (十) -エストラトリエン-十七-オン (別名エストロン)	53-16-7	0.1	0.1
159	八-ヒドロキシキノリン (別名八-キノリノール)	148-24-3	0.3	0.1

160	(五S・五aR・八aR・九R)―九―(四―ヒドロキシ―三・五―ジメトキシフェニル)―八―オキソ―五・五a・六・八・八a・九―ヘキサヒドロフロ〔三'・四' : 六・七〕ナフト〔二・三―d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル=四・六―O―〔(R)―エチリデン〕―ベターD―グルコピラノシド(別名エトポシド)	33419-42-0	0.1	0.1
161	(五S・五aR・八aR・九R)―九―(四―ヒドロキシ―三・五―ジメトキシフェニル)―八―オキソ―五・五a・六・八・八a・九―ヘキサヒドロフロ〔三'・四' : 六・七〕ナフト〔二・三―d〕〔一・三〕ジオキソール―五―イル=四・六―O―〔(R)―ニ―チエニルメチリデン〕―ベターD―グルコピラノシド(別名テニポシド)	29767-20-2	0.1	0.1
162	N―(ヒドロキシメチル)アクリルアミド	924-42-5	0.3	0.1
163	四―ビニルピリジン	100-43-6	1	0.1
164	フィソスチグミン(別名エセリン)	57-47-6	1	1
165	フェニルアセトニトリル(別名シアン化ベンジル)	140-29-4	1	1
166	ニ―(フェニルパラクロルフェニルアセチル)―一・三―インダンジオン	3691-35-8	0.3	0.1
167	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	0.3	0.1
168	フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7	0.3	0.1
169	フタル酸ジヘキシル	68515-50-4(フタル酸ジヘキシル(直鎖及び分枝)), 84-75-3(フタル酸ジヘキシル), 71850-09-4(フタル酸ジイソヘキシル)	0.3	0.1
170	フタル酸ジベンチル	131-18-0	0.3	0.1
171	フタル酸ノルマル―ブチル=ベンジル	85-68-7	0.3	0.1
172	ブタン―一・四―ジイル=ジメタンスルホナート	55-98-1	0.1	0.1
173	ブチルイソシアネート	111-36-4	1	0.1
174	ブチルリチウム	109-72-8	0.3	0.1
175	弗素エデン ^{セン} 閃石	-	0.1	0.1
176	五―フルオロウラシル	51-21-8	0.3	0.1
177	プロパニトリル(別名プロピオニトリル)	107-12-0	0.3	0.1
178	ニ―プロピル吉草酸	99-66-1	0.3	0.1
179	N・N'―プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体(別名プロピネブ)	12071-83-9	0.1	0.1
180	プロムアセトン	598-31-2	1	1
181	プロモジクロ酢酸	71133-14-7	0.1	0.1
182	ヘキサプロモシクロデカン	25637-99-4	0.3	0.1
183	ヘキサメチルパラオ―ズアニリンクロリド(別名クリスタルバイオレット)	548-62-9	0.1	0.1
184	ペルフルオロ(オクタン―一―スルホン酸)(別名PFOS)	1763-23-1	0.3	0.1
185	ペルフルオロノナン酸	375-95-1	0.3	0.1
186	ペンタカルボニル鉄	13463-40-6	1	1
187	ほう酸アンモニウム	12007-89-5	0.3	0.1
188	ポリ〔グアニジン―N・N'―ジイルヘキササン―一・六―ジイルイミノ(イミノメチレン)〕塩酸塩	27083-27-8	1	0.1
189	メタクリル酸ニ―イソシアナトエチル	30674-80-7	1	1
190	メタクリル酸ニ―三―エポキシプロピル	106-91-2	0.1	0.1
191	メタクリル酸クロリド	920-46-7	1	1
192	メタクリル酸ニ―(ジエチルアミノ)エチル	105-16-8	0.3	0.1
193	メタバナジン酸アンモニウム	7803-55-6	0.1	0.1
194	メタンスルホニル=クロリド	124-63-0	1	1
195	メタンスルホニル=フルオリド	558-25-8	1	1
196	メチル=イソチオシアネート	556-61-6	1	1
197	メチルイソプロペニルケトン	814-78-8	1	1
198	メチル=カルボノクロリダート	79-22-1	1	1
199	メチル=三―クロロ―五―(四・六―ジメトキシ―ニ―ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)―一―メチルピラゾール―四―カルボキシラート(別名ハロスルフロメチル)	100784-20-1	0.3	0.1
200	N―メチルジチオカルバミン酸(別名カーバム)	144-54-7	0.3	0.1
201	メチル―N'・N'―ジメチル―N―〔(メチルカルバモイル)オキシ〕―一―チオオキサムイミダート(別名オキサミル)	23135-22-0	1	0.1

202	N-メチル-N-ニトロソ尿素	684-93-5	0.1	0.1
203	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン	70-25-7	0.1	0.1
204	三-(1-メチル-2-ピロリジニル)ピリジン硫酸塩(別名ニコチン硫酸塩)	65-30-5	1	0.1
205	三-メチル-1-(プロパン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-イル=ジメチルカルバマート	119-38-0	1	1
206	メチル-(4-プロム-2,5-ジクロロフェニル)-チオベンゼンホスホネイト	21609-90-5	0.3	0.1
207	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート(別名カルベンダジム)	10605-21-7	0.1	0.1
208	メチルホスホン酸ジクロリド	676-97-1	1	1
209	メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	0.1	0.1
210	N-メチルホルムアミド	123-39-7	0.3	0.1
211	二-メチル-1-(4-(メチルチオ)フェニル)-2-モルホリノ-1-プロパン	71868-10-5	0.3	0.1
212	七-メチル-三-メチレン-1,6-オクタジエン	123-35-3	0.3	0.1
213	四・四'-メチレンビス(N・N'-ジメチルアニリン)	101-61-1	0.1	0.1
214	メチレンビスチオシアネート	6317-18-6	1	0.1
215	四・四'-メチレンビス(二-メチルシクロヘキサミン)	6864-37-5	1	1
216	メトキシ酢酸	625-45-6	0.3	0.1
217	四-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン	484-20-8	0.1	0.1
218	九-メトキシ-7H-フロ[3,2-g][1]ベンゾピラン-7-オン	298-81-7	0.1	0.1
219	四-メトキシベンゼン-1,3-ジアミン硫酸塩	39156-41-7	0.1	0.1
220	六-メルカプトプリン	50-44-2	0.1	0.1
221	二-メルカプトベンゾチアゾール	149-30-4	0.1	0.1
222	モノフルオール酢酸	144-49-0	1	1
223	モノフルオール酢酸アミド	640-19-7	1	0.1
224	モノフルオール酢酸パラプロムアクリド	351-05-3	1	1
225	四ナトリウム=六・六'-[(三・三'-ジメトキシ[1-1'-ビフェニル]-四・四'-ジイル)ビス(ジアゼニル)]ビス(四-アミノ-五-ヒドロキシナフタレン-1,3-ジスルホナート)	2610-05-1	0.1	0.1
226	四ナトリウム=六・六'-[(1-1'-ビフェニル)-四・四'-ジイル)ビス(ジアゼニル)]ビス(四-アミノ-五-ヒドロキシナフタレン-1,2,7-ジスルホナート)	2602-46-2	0.1	0.1
227	ラクチニトリル(別名アセトアルデヒドシアンヒドリン)	78-97-7	1	1
228	ラサロシド	11054-70-9	0.3	0.1
229	リチウム=ビス(トリフルオロメタンスルホン)イミド	90076-65-6	0.3	0.1
230	硫化カリウム	1312-73-8	1	1
231	りん酸トリス(ニ-クロロエチル)	115-96-8	0.3	0.1
232	りん酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1	0.3	0.1
233	りん酸トリトリル	1330-78-5	0.3	0.1
234	りん酸トリメチル	512-56-1	0.1	0.1

* 3

* 1 1-1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム塩のうち、1-1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート)及び1-1'-ジメチル-4,4'-ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩の裾切値は、現行規定どおり表示1%、通知1%

* 2 コプラナーポリ塩化ビフェニルは、労働安全衛生法施行令別表第3第1号第一類物質の「塩素化ビフェニル(別名PCB)」に含まれる。ダイオキシン類(コプラナーポリ塩化ビフェニルを除く。)のうち、二・三・七・八-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシンの裾切値は、現行規定どおり表示0.1%、通知0.1%

* 3 りん酸トリトリルのうち、りん酸トリ(オルト-トリル)の裾切値は、現行規定どおり表示1%、通知1%